



愛知県教育委員会教育長 様

2018年2月26日

学校が関係する任意団体について、入会、加盟については、任意であること（強制でないこと）を文書にて、児童・生徒、保護者、学校職員、教育委員会、および事務局職員に説明することを求める請願。

請願人

住所

氏名

宮崎邦彦

1 請願の経過、趣旨、（注 学校職員とは、学校に勤務する全職員をさす）

- (1) 愛知県高等学校文化連盟（文化連盟）の加盟、加入について入会手続きについては、城北つばさ高校で、開示請求をしたら、ないとのことでした。連盟事務局が提出しなくてもいいと云われたとのことでした。しかし、生徒からのお金を入金はしている。
- (2) 愛知県学校保健会（学校保健会）は、入会、加盟等提出していないとのことでした。届自体がないとのことのようでした。保健会へは、名古屋市立高校は、入会加盟はしていないとのことでした。生徒からのお金を入金はしている。
- (3) 愛知県高等学校体育連盟（体育連盟）については、城北つばさ高校では、加盟の届けを提出していた。ただし学校長が学校長名で届を提出しているが、任意団体に「学校」が加盟するということは、不適切であり、問題があるといえる。ここでいう学校とは具体的に何を指すのか明確でない。もし具体的な対象（者）が明らかになったとしたら、その対象とされるものの承諾を得る必要がある。憲法の結社の自由に反する。他の学校も含め、加盟、入会に関して、手続としての、説明、質問、議論会計報告等、をされたということは聞いていない。
- (4) 県立高校においては、手続きは、文化連盟、学校保健会に関しても同じである。
- (5) 名古屋市立高校においては、手続きは、体育連盟、文化連盟においては県立高校と同じと認識している。生徒、保護者は、体育連盟、文化連盟の加入、加盟について、規約、会則についての説明、入会加盟についての承諾書、予算書、決算書等を示されていないにもかかわらず、負担金、分担金という名目で、強制的ともいえる形で、お金を納めさせられている。大問題である。
- (6) 県立高校では、学校保健会については、同様の形で、お金を納めさせられているといえる。
- (7) 小学校、中学校、高校においては、PTA もしくは同様の組織があり、PTA 総会において、決算書、予算書等の説明がある。入会については、手続きに差があるものの、強制的ともいえる学校がほとんどだと、認識している。
- (8) 最近 PTA について、任意団体であることの指摘、取り組みが出てきている（資料 1 朝日新聞 2017 年 3 月 9 日）裁判についての報道であり、この報道の中

に、和解条項には、「PTAは在籍する児童の保護者に対して、PTAが入退会自由な任意団体であることを十分に周知し、保護者がこれを知らぬままPTAに入会させられたり、脱退を不当に妨げられたりすることができないように努める」と明記されたとある。

- (9) PTAに関しては、その運営等、以前から問題指摘が（資料2 1995年5月31日朝日新聞）なされてきている。名古屋市千種区の学校取材ということである。今回はまずは任意団体ということで請願に至った。
- (10) 県立高校と、名古屋市立高校には、教科教育研究会等の会（資料3）がある。これも任意団体である。但し、会費は、おもにPTAから出ている。入会、参加は学校職員、（教科等の関係教員が主）であるはずある。自らはどのようにするつもりか、入会したいのか、会費を納めるのか議論されているのか、疑問をもつ。
- (11) しながら、名古屋市立中央高校（昼）会費は、教員により頭割りということである（資料3 2017年名古屋市教育委員会から情報提供で受け取る）。大変評価するべきといえる。
- (12) 学校職員には、会費を、自ら納めないのかという、問題提起をしてきましたが、それ以前に、自らが入会するのか、加盟するのか、また、会費、加盟費等を、納めるのか納めないのか、問われていないのではないかと考えられる。
- (13) 特に校長をはじめとする学校職員は、自らが、入会等について児童・生徒、保護者に説明をする責任があることは明らかであったが、怠ってきたことは問題であるといえる。まずは、関係職員が事実関係を知り、どのように対応するのか、ということは職務、義務であるといえる。ここに挙げた具体的な、任意団体以外にも団体があるといえるが、今回は、具体的団体名は挙げていないが取り組みについては、当然なされることを求める。

2

請願事項

- 1 学校が関係してきた、任意団体については、入退会は、自由であることを、児童・生徒、保護者、校長をはじめ学校職員、教育委員会教育委員、事務局職員にも、毎年、文書にて、説明等をする事。
- 2 任意団体については、規約、会則、予算書、決算書等を上記全関係者に配布し知らせること。
- 3 入会、加盟については、それぞれ対象とされる個人に、文書にて意思表示をしてもらう、そしてさせる事。
- 4 但し学校が加盟ということは、不適切であるということ、特に校長には理解させること。
- 5 本件取り組みについては、関係する任意団体に対して、問題点の指摘と、理解と納得をしてもらうこと。